

各務原市前金払取扱要綱

(昭和42年11月20日決裁)

(趣旨)

第1条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定による前金払の取扱いは、この要綱の定めるところによる。

第2条 前金払は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第1項に規定する公共工事(以下「公共工事」という。)の適正な施工に寄与すると共に事業を円滑に促進させるためのものであって、真に必要なもののみを選ぶものとする。

(会計管理者への事前連絡)

第3条 前金払は歳計現金の許す範囲において一般支払その他の状況を斟酌して行うものであるから、入札前に前金払をなす公共工事を会計管理者に連絡するものとする。

2 会計管理者において前金払の停止を指示したときは、前金払はしないものとする。

(前金払の表示)

第4条 前金払をなす公共工事については、入札の公示又は通知の際これを表示する。ただし、随意契約にあつては契約の際これをなすものとする。

(前金払の支払基準等)

第5条 前金払は、公共工事の請負金額が500万円以上のものに対して、これを行う。

2 前金払の額(以下「前払金」という。)は、公共工事の請負金額に次の各号に規定する公共工事の種別に応じた割合を乗じて得た額の範囲内の額とする。

(1) 工事 10分の4

(2) 工事の設計若しくは調査又は測量 10分の3

3 前項第1号に規定する工事のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、前項の範囲内で既にした前金払に追加して前金払をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 前項の場合における前払金は、工事の請負金額に10分の2を乗じて得た額の範囲内の額とし、既に支払った前払金との合計額が工事の請負金額の10分の6以内とする。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前払金の割合を変更することができる。

6 前払金に1万円未満の端数が生じたときは、原則としてこれを切り捨てるものとする。

(前払金の請求手続)

第6条 前払金を受けようとする受注者は、前払金請求書(様式第1号)又は中間前払金請求書(様式第2号)に保証証書を添付し提出するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、受注者に対して、前払金使途内訳明細書の提出を求めることができる。

2 前条第3項の規定による前払金を受けようとする受注者は、前項の請求に先立ち中間前払金認定請求書(様式第3号)により、同項各号に掲げる要件を満たしていることの認定を請求するものとする。

3 前項の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を中間前払金認定調書(様式第4号)により、当該認定を請求した受注者に通知するものとする。

(前払金の使途)

第7条 受注者は、支払を受けた前払金を次の各号に規定する公共工事の種別に応じた経費以外の支払に充当してはならない。

(1) 工事 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額の範囲内の額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用その他市長が必要と認めた経費

(2) 工事の設計若しくは調査又は測量 当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額の範囲内の額に限る。)、動力費、支払運賃、保証料その他市長が必要と認めた経費

(前払金の増減)

第8条 設計変更その他の事由により請負金額が増減する場合はその割合により前払金を増減させることができる。

(部分払の方法)

第9条 前金払が行われた公共工事について、部分払をするときは、出来形として認められた額と請負金額の割合を前払金に乗じて得た額を部分払として認められた額より控除するものとする。

2 前項の請求は様式第5号によるものとする。

(前払金の精算の方法)

第10条 請負契約が解除された場合（天災その他受注者の責に帰することのできない不可抗力により請負契約解除の場合を含む。）は、支払額と前払金を差引き精算するものとし、前払金に残額があるときは、受注者にその残額を直ちに返還させるものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から実施する。

附 則（昭和49年2月20日決裁）

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日決裁）

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年5月8日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（昭和60年6月21日決裁）

この要綱は、昭和60年6月21日から施行し、改正前に締結した工事請負契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年1月27日決裁）

この要綱は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則（平成2年4月2日決裁）

1 この要綱は、平成2年4月2日決裁から施行する

2 改正後の前金払取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する公共工事の請負契約に係る前払金から適用し、同日前に締結した公共工事の請負契約に係る前払金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の前金払取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する公共工事の請負契約に係る前払金から適用し、同日前に締結した公共工事の請負契約に係る前払金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年5月7日決裁）

- 1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 改正後の前金払取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する公共工事の請負契約に係る前金払から適用し、同日前に締結した公共工事の請負契約に係る前金払については、なお従前の例による。
に係る契約から適用する。

附 則（平成20年3月28日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成20年度の予算に係る契約から適用する。

附 則（平成20年8月1日決裁）

- 1 この要綱は、平成20年8月4日から施行する。
- 2 改正後の各務原市前金払取扱要綱は、この要綱の施行の日以後に入札の公示又は通知を行うものから適用する。

附 則（平成21年4月1日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月13日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月30日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年9月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市前金払取扱要綱の規定は、平成28年4月1日以後に契約を締結したものから適用するものとする。

様式第1号（第6条関係）

前 払 金 請 求 書

金 _____ 円也

ただし、契約番号 何々
件名 何々

請負代金前払金

請負金額	円
上記請負金額の10分の 以内の額	円

上記のとおり請負金額の前払をされるよう保証証書を添え請求します。

年 月 日

受注者(住所)

(氏名)

印

(宛先) 各務原市長

なお、請求金額の支払は下記私名義の前金払専用口座に振替えられるようお願いいたします。

金融機関名	
預金種別	(前金払専用) 普通預金
口座番号	
名義	

様式第2号（第6条関係）

中間前払金請求書

金 _____ 円也

ただし、契約番号 何々

件名 何々

請負代金中間前払金

請負金額	円
受領済前払金額	円
上記請負金額の10分の2の額	円
上記請負金額の10分の6の額	円

上記のとおり請負金額の中間前払をされるよう保証証書を添え請求します。

年 月 日

受注者(住所)

(氏名)

印

(宛先) 各務原市長

なお、請求金額の支払は下記私名義の前金払専用口座に振替えられるようお願いいたします。

金融機関名	
預金種別	(前金払専用) 普通預金
口座番号	
名義	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

受注者（住所）

（氏名）

印

中間前払金認定請求書

年 月 日付けで契約締結した下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されるよう請求します。

契約番号	
工事名	
工事場所	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額	円
摘要	

中間前払金認定調書

契約の相手方	住所	
	氏名	
契約番号		
工事名		
工事場所		
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	
請負代金額		円
摘要		
上記の工事について、中間前金払をすることができる要件を具備していることを（認定する・認定しない）。		
年 月 日		
各務原市長		

- 備考 1 2部作成し、1部を認定請求者に交付し1部を控とすること。
- 2 摘要欄には、第5条第3項各号に掲げる要件を満たしている状況を、工期の経過、工程の進捗及び出来形の別に記載すること。

様式第5号（第9条関係）

請 求 書

1 金 円也

ただし何々工事第 回出来形部分払金

1 金 円也 請負金

1 金 円也 %出来形部分相当額

1 金 円也 上記の9分金

1 金 円也 前払金受領額

1 金 円也 %出来形部分に相当する前払金額

1 金 円也 前回までの部分払受領済額

1 金 円也 今回請求額

上記のとおり請求します。

年 月 日

受注者(住所)

(氏名)

(宛先) 各務原市長